

市民税・県民税の申告が始まります

受付期間 2月18日(月)～3月17日(月) 【土、日曜日は除く】
 ☆3月2日(日)は、市役所本庁で日曜申告受付を行います。

平成20年度市民税・県民税の申告時期が近づいてきました。必要書類の準備はお済みでしょうか。申告は、みなさんの税額を決める大切な手続きです。申告書は「申告の手引き」などを参考に、ご自分で書いてお早めに申告くださるようお願いいたします。

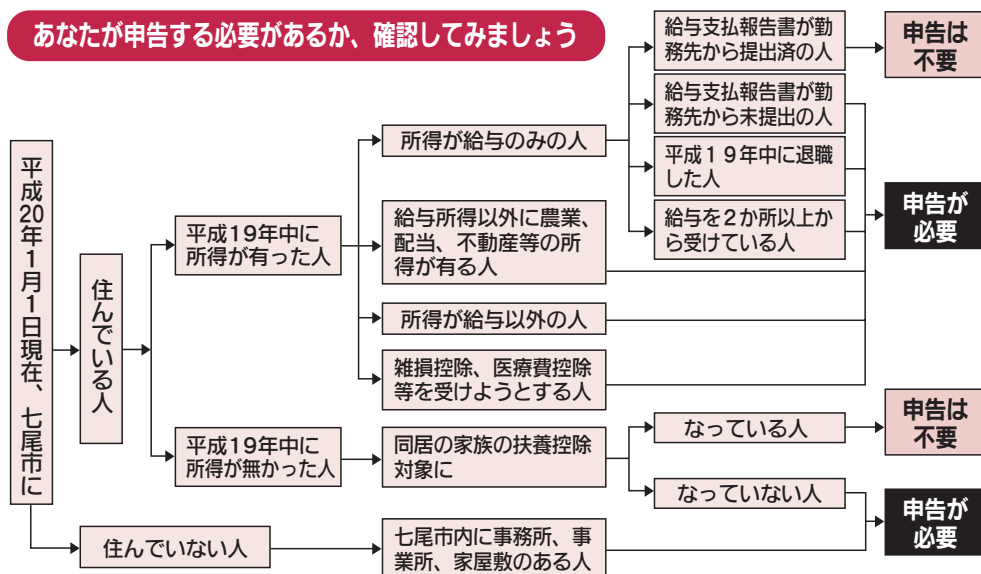
☆申告書は郵送で提出していただいても構いません。
 (証明書など必要書類を添付してください。)
 ☆申告義務のある方が未申告のままですと、所得証明書などが発行できない場合があります。

ご協力ください

七尾市では、申告受付日程表のとおり、市民税・県民税の申告および簡易な確定申告の相談・受付を行います。各会場では混雑を緩和するため対象地区を指定していますので、できるだけ地区指定日にお越しください。申告受付日程表については、広報と一緒に配布する「申告の手引き」をご覧ください。
 また、市役所前の市営駐車場は大変混雑しますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

☆2月19日(火)および25日(月)には、税理士による確定申告の無料相談コーナーが併設されますので、この機会をご利用ください。(本庁のみ)

あなたが申告する必要があるか、確認してみましょう



国民健康保険や老人医療、介護保険に加入している方へ

国民健康保険税額や老人医療の自己負担額、介護保険料額は前年中の収入金額や所得金額などで決定されます。未申告の方は、国民健康保険税などの軽減措置が受けられませんので、期間内に必ず申告をしてください。

平成19年中に所得の無かった方は、申告書に19年中の生活状況などを記入し、提出してください。

申告するときに持参するもの

1. 申告書、印鑑

① 給与収入、年金収入のある方

↓ 源泉徴収票

② 営業等、農業、不動産所得のある方

↓ 収支のわかる帳簿、領収書、支払調書など

3. 各種控除を受ける場合

① 社会保険料控除、地震保険料控除

・ 支払った国民健康保険税額や介護保険料額がわかるもの(領収書など)

・ 国民年金保険料、生命保険料、個人年金保険料、地震保険料、旧長期損害保険料の支払証明書

② 医療費控除

・ 医療費の領収書及び保険(高額療養費での払戻しを含む)で補てんされた金額がわかるもの(医療費を月別に集計してお持ちください。)

③ 障害者控除

・ 障害者手帳など

④ 能登半島地震や水害による雑損控除

・ 被害にあった住宅や家財等の明細、修理費等の領収書など(損害額の計算書は、市役所・各市民センターにありますのでご利用ください。)

北陸税理士会による被災者税務 相談会(無料)を開催します

日時

2月23日(土)

午後1時～午後4時30分

2月24日(日)

午前9時30分～午後4時

場所 七尾サンライフプラザ 24会議室

対象

能登半島地震で被害を受け、確定申告で雑損控除の申告をしようとする方(ただし、給与所得者または公的年金受給者に限りません。)

相談者 北陸税理士会の税理士 10人

内容

被災した住宅、家財等の損害額の計算、雑損控除額の計算及び確定申告書の作成
持参するもの

1. 被害を受けた資産の明細が分かるもの
(資産内容、取得時期、取得価格等)
2. 被害を受けた資産の取壊し費用、除去費用、修理費その他これに類する費用で、被害に関連して支出した金額の明細が分かるもの及びその領収書
3. 被害に遭ったことにより受け取る保険金、損害賠償金、災害見舞金等の金額が分かるもの(支給見込額も含む)
4. 七尾市から「り災証明書」の交付を受けている場合には、同証明書(コピーも可)
または被害に遭ったことが分かるもの
5. 源泉徴収票、印鑑

お気軽に
ご相談ください



所得税から住宅ローン控除額を引き きれなかった方は申告をお忘れなく!

平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、税源移譲により所得税から控除し切れなかった額がある場合は、平成20年度の市民税・県民税の所得割額から控除できますので、忘れずに申告書を提出してください。

申告期限 3月17日(月)まで

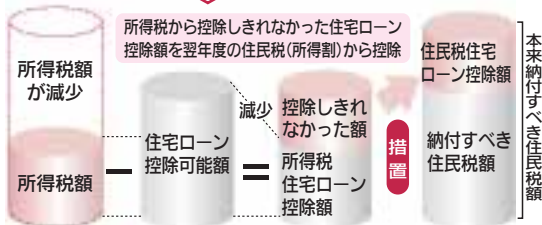
1. 給与収入のみで、確定申告書を提出しない方
↓ 源泉徴収票を添付して市役所へ提出
2. 確定申告書を提出する方
↓ 所得税の確定申告書とともに税務署へ提出

税源移譲前



税源移譲

税源移譲後



これまで所得税から控除できた住宅ローン控除額が減少

詳しくは、広報と一緒に配布する「市民税・県民税申告の手引き」をご覧ください。



☆所得税の還付申告については、1月4日から七尾税務署で受け付けています。
☆税務署に「平成19年分の所得税の確定申告書」を提出された方は、市民税・県民税の申告書を改めて提出する必要はありません。
☆自宅にいながら申告書の作成と提出ができる「確定申告書等作成コーナー」(国税庁ホームページ: <http://www.nta.go.jp>)やe-Tax(インターネットタックス・国税電子申告・納税システム)を利用されると大変便利です。
☆確定申告は給与・年金所得等の簡単な申告のみ受付けます。その他の確定申告は直接七尾税務署でお願いします。

※お問い合わせは

税務課 市民税係

七尾税務署

☎ 53-8412
☎ 52-9336